



石見て、石見て、もう一度石見て…

警察庁、交通教則改正

警察庁は、歩行者、乗用車、自転車による交通事故の減少を図るため、交通教則を改正した。改正された教則は、歩行者は歩道の端を歩行し、乗用車は歩道に侵入しないこと、自転車は歩道を通行しないことなど、歩行者の安全確保を目的としている。

歩行者の安全確保が主眼点である。歩行者は歩道の端を歩行し、乗用車は歩道に侵入しないこと、自転車は歩道を通行しないことなど、歩行者の安全確保を目的としている。

「手上げ横断」 43年ぶり復活

歩行者の安全確保が主眼点である。歩行者は歩道の端を歩行し、乗用車は歩道に侵入しないこと、自転車は歩道を通行しないことなど、歩行者の安全確保を目的としている。



小学校高学年向け
年組

「手上げ横断」43年ぶり復活

設問

- 【1】 歩行者は歩道の端を歩行し、乗用車は歩道に侵入しないこと、自転車は歩道を通行しないことなど、歩行者の安全確保を目的としている。
- 【2】 歩行者の安全確保が主眼点である。歩行者は歩道の端を歩行し、乗用車は歩道に侵入しないこと、自転車は歩道を通行しないことなど、歩行者の安全確保を目的としている。

- 【3】 歩行者の安全確保が主眼点である。歩行者は歩道の端を歩行し、乗用車は歩道に侵入しないこと、自転車は歩道を通行しないことなど、歩行者の安全確保を目的としている。
- 【4】 歩行者の安全確保が主眼点である。歩行者は歩道の端を歩行し、乗用車は歩道に侵入しないこと、自転車は歩道を通行しないことなど、歩行者の安全確保を目的としている。